



☆保健福祉センターだより☆

温泉のお知らせ 6月の営業日

日	月	火	水	木	金	土
5/27 10:00~ 21:00	5/28 休業日	5/29	5/30	5/31	1日	2日
3日 10:00~ 21:00	4日 休業日	5日	6日	7日	8日	9日
10日 10:00~ 21:00	11日 休業日	12日	13日	14日	15日	16日
17日 10:00~ 21:00	18日 休業日	19日	20日	21日	22日	23日
24日 10:00~ 21:00	25日 休業日	26日	27日	28日	29日	30日

温泉を利用される みなさまへのお願い

忘れ物や落し物があった場合には、保健福祉センター事務室へお問い合わせください。

休憩室にある『忘れ物ファイル』でお心当たりのある方も、事務室までご連絡ください。

帰る前には忘れ物がないか必ず確認しましょう。

☆ルールやマナーを守って気持ち良く入りましょう！！
 ☆入浴受付時間は20:30までとなっております。
 【東通村保健福祉センター 28-5600】

入浴料金			
6歳～11歳	100円	6歳未満	無料
12歳～69歳	200円	70歳以上	無料
		障害者	無料

中小企業者への融資のご案内

東通村では、青森県信用保証協会と、中小企業者の事業資金にかかる借入を円滑にするため、特別保証制度を実施しています。地元中小企業者のご利用しやすい制度として、きめ細やかな対応をしていくことになっていきますので、大いにご利用ください。

☆特別保証制度

○簡易小口資金

貸付金額：1,250万円 保証期間：7年以内（据置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.3%以内（固定金利）

○事業活性化資金

貸付金額：2,000万円 保証期間：10年以内（据置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.3%以内（固定金利）

○小口零細企業特別保証

貸付金額：1,250万円 保証期間：7年以内（据置期間：1年以内）

貸付利率：年率3.3%以内（固定金利）

☆保証料率について

◎ 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた区分の料率（小口、活性化は0.45%～1.90%、小口零細は0.50%～2.20%）を適用します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、小口、活性化は1.15%、小口零細は1.35%となります（最大0.2%の割引適用有り）。

- ・個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって、貸借対照表及び損益計算書がない方
- ・事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方
- ・同一の事業を営む複数の方であって、金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

◎ 特別小口保険を利用の場合は年率1.00%（ただし、特別小口保険で経営安定関連特例保険を1～8号指定で利用の場合は年率0.95%）、経営安定特例保険を1～6号指定で利用の場合は年率0.95%、同特例保険を7、8号指定で利用の場合は年率0.86%、創業等関連特例及び創業関連特例保険を利用の場合は年率0.85%を適用します。

<お問い合わせ先>

青森県信用保証協会 むつ支所（☎22-1204）

東通村つくり育てる農林水産課 商工振興グループ（☎27-2111）